

令和6年度

屋久島町会計年度任用職員募集要項

【 地域住民課 】

1 受付期間

令和6年5月7日（火）～令和6年5月20日（月）

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着とします。

2 募集人数及び職務内容

職 種	募集人数	主な職務内容
総合センター清掃業務	1	総合センター館内の清掃

※募集人数は、職の設定状況等により変更になる場合があります。

3 勤務条件

任用期間	令和6年6月1日～令和7年3月31日
勤務日	月12日
勤務時間	8：30～17：15までの内 1日4時間
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
勤務場所	屋久島町役場 安房出張所（安房総合センター）
給与	時給 903円～ ※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。
諸手当	通勤手当（通勤距離に応じて支給） ※その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保険等	なし
災害補償	公務災害補償制度等が適用されます。
休暇	任用期間等に応じ年次有給休暇を付与するほか、条例等の定めるとおりとする。
職務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
その他	給与等支給日 毎月10日（人事評価あり）

4 受験資格

応募にあたり、特別な資格は必要ありませんが、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

- ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※ 外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

5 試験方法

面接日	書類選考及び個別面接 事前に書類選考を行い、勤務条件と合致した方にのみ、面接日時等を連絡します。
試験内容	主として識見、職務適正、コミュニケーション能力等を評価します。

6 応募の方法

提出書類	本町指定の申込書又は市販の履歴書（3か月以内の顔写真の貼付が必須） ※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を書面に記入してください。
提出期間	令和6年5月7日（火）～令和6年5月20日（月）
提出方法	以下のいずれかによる。 ① 地域住民課安房出張所に持参する。 ② 郵送する。（郵送の場合は、提出期間内必着とする。） ③ メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの
申込先	【郵送の場合】 〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房187番地1 屋久島町役場地域住民課 安房出張所 宛て 【メールの場合】 jyumin02town.yakushima.kagoshima.jp

7 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

8 その他

- ・任用は、令和6年6月1日の予定です。
- ・合格発表後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不適当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。
- ・任用期間は、1会計年度になりますが、実地能力の実証の結果、再度任用・任期更新することが可能となっています。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 地域住民課 安房出張所
〒891-4311
熊毛郡屋久島町安房187番地1
TEL 0997-43-5900
FAX 0997-43-5905